

改正案	現行
<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 関税法施行令（以下「令」という。）第六十二条の八第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に、同条第二項に規定する判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものを添付して、これを税関長に提出しなければならない。</p> <p>（確認書）</p> <p>第二条 令第六十二条の八第二項の規定により交付する関税法（以下「法」という。）第六十九条の六第六項に規定する権利を有することを確認する書面は、様式第二によるものとする。</p> <p>2 法第六十九条の六第一項又は第二項の規定により供託された金銭（同条第三項の規定による有価証券を含む。以下「担保」という。）の還付を受けようとする者が、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前項に規定する書面をもつて足りる。</p> <p>（還付の手続）</p> <p>第三条 税関長は、前条第一項に規定する書面を交付しようとするときは、あらかじめ、担保を供託した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 関税定率法施行令（以下「令」という。）第六十一条の八第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に、同条第二項に規定する判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものを添付して、これを税関長に提出しなければならない。</p> <p>（確認書）</p> <p>第二条 令第六十一条の八第二項の規定により交付する関税定率法（以下「法」という。）第二十一条の三第六項に規定する権利を有することを確認する書面は、様式第二によるものとする。</p> <p>2 法第二十一条の三第一項又は第二項の規定により供託された金銭（同条第三項の規定による有価証券を含む。以下「担保」という。）の還付を受けようとする者が、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前項に規定する書面をもつて足りる。</p> <p>（還付の手続）</p> <p>第三条 税関長は、前条第一項に規定する書面を交付しようとするときは、あらかじめ、担保を供託した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>

(有価証券の換価)

第四条 税関長は、令第六十二条の八第三項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2 税関長は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる金銭として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した者が供託したものとみなす。

4 税関長は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する者に通知しなければならない。

(取戻しの手続)

第五条 税関長は、法第六十九条の六第八項第三号の確認をしようとするときは、あらかじめ、同条第一項の貨物の輸出者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、法第六十九条の六第八項第一号若しくは第二号の通知をしたとき、同項第三号の確認をしたとき、又は同項第四号若しくは第五号の承認をしたときは、当該通知、確認又は承認の相手方に対し、様式第三による証明書を交付しなければならない。

第六条 担保の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前条第二項の規定により交付を受けた証明書をもつて足りる。

(有価証券の換価)

第四条 税関長は、令第六十一条の八第三項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2 税関長は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる金銭として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した者が供託したものとみなす。

4 税関長は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する者に通知しなければならない。

(取戻しの手続)

第五条 税関長は、法第二十一条の三第八項第三号の確認をしようとするときは、あらかじめ、同条第一項の貨物の輸入者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、法第二十一条の三第八項第一号若しくは第二号の通知をしたとき、同項第三号の確認をしたとき又は同項第四号若しくは第五号の承認をしたときは、当該通知、確認又は承認の相手方に対し、様式第三による証明書を交付しなければならない。

第六条 担保の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前条第二項の規定により交付を受けた証明書をもつて足りる。

(法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による供託金)
 第七条 前各条の規定は、法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定により供託された金銭(同条第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	第六十二条の八第一項	第六十二条の十七第一項
	様式第一	様式第四
第二条第一項	第六十二条の八第二項	第六十二条の十七第二項
	第六十九条の六第六項	第六十九条の十二第六項
	様式第二	様式第五
第二条第二項	第六十九条の六第一項又は第二項	第六十九条の十二第一項又は第二項
第三条	前条第一項	第七条において準用する前条第一項
第四条第一項	第六十二条の八第三項	第六十二条の十七第三項
第五条第一項	第六十九条の六第八項第三号	第六十九条の十二第八項第三号
	輸出者	輸入者
第五条第二項	第六十九条の六第八項第一号若しくは第八項第一号若しくは	第六十九条の十二第八項第一号若しくは

(法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項及び第二項の規定による供託金)

第七条 前各条の規定は、法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項及び第二項の規定により供託された金銭(法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、第一条中「第六十一条の八第一項」とあるのは「第六十一条の九の三において準用する令第六十一条の八第一項」と、「様式第一」とあるのは「様式第四」と、「同条第二項」とあるのは「令第六十一条の九の三において準用する令第六十一条の八第二項」と、「第二条第一項中「第六十一条の八第二項」とあるのは「第六十一条の九の三において準用する令第六十一条の八第二項」と、「第二十一条の三の二第六項」とあるのは「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六項」と、「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六項」とあるのは「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六項」と、「様式第二」とあるのは「様式第五」と、「同条第二項中「第二十一条の三第一項又は第二項」とあるのは「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項又は第二項」と、「同条第三項」とあるのは「法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第三項」と、「第三条中「前条第一項」とあるのは「第七条において準用する第二条第一項」と、「第四条第一項中「第六十一条の八第三項」とあるのは「第六十一条の九の三において準用する令第六十一条の八第三項」と、「第五条第一項中「第二十一条の三第八項第三号」とあるのは「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第三号」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項」と、「同条第三項」とあるのは「法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項」と、「同条第

前条	二一〇	二二〇
前条第二項		次条において準用する前条第二項

(法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による供託金)

第八条 第一条から第六条までの規定は、法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定により供託された金銭(法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	第六十二条の八第一項	第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第一項
	様式第一	様式第六
	同条第二項	令第六十二条の二十

二項中「第二十一条の三第八項第一号若しくは第二号」とあるのは、「第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第一号若しくは第二号」と、「同項第三号」とあるのは「法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第三号」と、「同項第四号若しくは第五号」とあるのは「法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第四号若しくは第五号」と、前条中「前条第二項」とあるのは「次条において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

(法第二十一条の五第三項の規定による供託金)

第八条 第一条から第六条までの規定は、法第二十一条の五第三項の規定により供託された金銭(同条第四項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、第一条中「第六十一条の八第一項」とあるのは「第六十一条の十三において準用する令第六十一条の八第一項」と、「様式第一」とあるのは「様式第六」と、「同条第二項」とあるのは「令第六十一条の十三において準用する令第六十一条の八第二項」と、「第二条第一項中「第六十一条の八第二項」とあるのは「第六十一条の十三において準用する令第六十一条の八第二項」と、「第二十一条の三第六項」とあるのは「第二十一条の五第七項」と、「様式第二」とあるのは「様式第七」と、同条第二項中「第二十一条の三第一項又は第二項」とあるのは「第二十一条の五第三項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、第三条中「前条第一項」とあるのは「第八条において準用する第二条第一項」と、「第四条第一項中「第六十一条の八第三項」とあるのは「第六十一条の十三に

	第二條第一項	第六十二條の十七第二項 第六十二條の二十に 第六十二條の十七第二項
	第六十九條の六第六項 様式第二	第六十九條の十三第三項において準用する法第六十九條の十二第六項 様式第七
第二條第二項	第六十九條の六第一項又は第二項 同條第三項	第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第一項又は第二項 法第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第三項
第三條	前條第一項	第八條において準用する前條第一項
第四條第一項	第六十二條の八第三項	第六十二條の二十において準用する令第六十二條の十七第三項

において準用する令第六十一條の八第三項」と、第五條第一項中、「第二十一條の三第八項第三号」とあるのは、「第二十一條の五第九項第一号」と、「貨物の輸入者」とあるのは、「申立特許権者等」と、同條第二項中、「第二十一條の三第八項第一号若しくは第二号の通知をしたとき、同項第三号」とあるのは、「第二十一條の五第九項第一号」と、「同項第四号若しくは第五号」とあるのは、「同項第二号若しくは第三号」と、「当該通知」とあるのは、「当該」と、「交付しなければならぬ」とあるのは、「交付しなければならぬ」。同項第四号に該当するものと認めたとときも、同様とする」と、第六條中「前條第二項」とあるのは、「第八條において準用する前條第二項」と読み替えるものとする。

第六條	前條第二項	第八條において準用する前條第二項
第五條第二項	同項第三号	法第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第八項第三号
第五條第一項	同條第一項	法第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第一項
第六十九條の六第八項第一号若しくは第二号	輸出者	第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第八項第一号若しくは第二号
第六十九條の六第八項第一号若しくは第二号	輸入者	第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第八項第三号
第六十九條の六第八項第三号	同條第一項	法第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第八項第三号
第六十九條の六第八項第三号	同條第一項	法第六十九條の十三第五項において準用する法第六十九條の十二第八項第三号

(法第六十九条の十七第三項の規定による供託金)

第九条 第一条から第六条までの規定は、法第六十九条の十七第三項の規定により供託された金銭(同条第四項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	第六十二条の八第一項	第六十二条の二十七 において準用する令 第六十二条の十七第 一項
	様式第一	様式第八
	同条第二項	令第六十二条の二十 七において準用する 令第六十二条の十七 第二項
第二条第一項	第六十二条の八第二項	第六十二条の二十七 において準用する令 第六十二条の十七第 二項
	第六十九条の六第六 項	第六十九条の十七第 七項
	様式第二	様式第九
第二条第二項	第六十九条の六第一 項又は第二項	第六十九条の十七第 三項

第六条	前条第二項	第九条において準用する前条第二項
第五條第二項	第六十九條の六第八項第一号若しくは第二号の通知をしたとき、同項第三号	第六十九條の第十七第九項第一号
第五條第一項	第六十九條の六第八項第三号	第六十九條の第十七九項第一号
第四條第一項	第六十二條の八第三項	第六十二條の二十七 第六十二條の十七第三項
第三條	前條第一項	第九條において準用する前條第一項
	同條第三項	同條第四項
	交付しなければなら ない	交付しなければなら ない。同項第四号に 該当するものと認め たときも、同様とす る
	当該通知、	当該
	同項第四号若しくは 第五号	同項第二号若しくは 第三号
	貨物の輸出者	申立特許権者等

(法第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項及び第二項の規定による供託金)

第十条 第一条から第六条までの規定は、法第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項及び第二項の規定により供託された金銭(法第七十五条において準用する法第六十九条の六第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	第六十二条の八第一項	第六十五条において準用する令第六十二条の八第一項
	様式第一	様式第十
	同条第二項	令第六十五条において準用する令第六十二条の八第二項
第二条第一項	第六十二条の八第二項	第六十五条において準用する令第六十二条の八第二項
	第六十九条の六第六項	第七十五条において準用する法第六十九の六第六項
	様式第二	様式第十一
第二条第二項	第六十九条の六第一項又は第二項	第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項又は第

	第三条		同条第三項	二項 法第七十五条において準用する法第六十九条の六第三項
	第四条第一項	前条第一項		第十條において準用する前条第一項
	第五條第一項	第六十二條の八第三項		第六十五條において準用する令第六十二條の八第三項
	第五條第一項	第六十九條の六第八項第三号		第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第三号
		同条第一項		法第七十五條において準用する法第六十九條の六第一項
		輸出者		積戻しをした者
	第五條第二項	第六十九條の六第八項第一号若しくは第二号		第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第一号若しくは第二号
		同項第三号		法第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第三号
		同項第四号若しくは第五号		法第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第三号

<p>第六条</p>	<p>前条第二項</p>	<p>九条の六第八項第四号若しくは第五号</p>
<p>(供託規則の適用) 第十一条 この規則に定めるもののほか、担保の払渡しについては、供託規則の手続による。</p>		<p>第十条において準用する前条第二項</p>
<p>(供託規則の適用) 第九条 この規則に定めるもののほか、担保の払渡しについては、供託規則の手続による。</p>		